主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

理 由

上告人の上告理由第一、二点について。

所論の点に関する原審の事実認定は、挙示の証拠によつて肯認できる。そしてこのような事実関係の下においては、上告人主張の損害と被上告人の行為との間に、 法律上、相当因果関係があるものと解されないから、上告人の本件不法行為に基づ く損害賠償請求を理由なしとして排斥した原審の判断は、結局正当である。それ故、 論旨は採用に値しない。

同第三点について。

所論使用目的限定の特約を無効と解すべき根拠はなく、また、右特約が上告人の 居住、職業選択の自由を制約する趣旨のものとは解せられないから、所論違憲の主 張もその前提を欠くものというべきである。論旨はすべて採用することができない。 よつて、民訴法四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員の一致で、主文の とおり判決する。

最高裁判所第一小法廷

吾	謹	部	長	裁判長裁判官
郎	俊	江	λ	裁判官
郎	_	田	松	裁判官
誠		田	岩	裁判官
— 郎	健	隅	大	裁判官